

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 都立図書館の休館等(二件)……………
- 東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第千八百十三号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十七年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二〇八	書籍	分校の人たち 2 株式会社太田出版	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

四二〇九 同右
D r a p C O M I C
S N o . 4 2 7
ドS執事とヤンキー坊
ちゃま
株式会社コアマガジン
同右

●東京都告示第千八百十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき飯田橋駅西口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 組合の名称 飯田橋駅西口地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十二年四月十二日から平成二十七年十二月三十一日まで
- 三 施行地区 千代田区富士見二丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

千代田区富士見二丁目十番二号

平成二十二年四月十二日

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年十二月十八日

告示(教)

●東京都教育委員会告示第四十七号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条本文の規定により、東京都立中央図書館をのように休館し、同条ただし書の規定により、二のように開館時間を変更する。

平成二十七年十二月十八日

東京都教育委員会

- 一 休館する期日及び理由
 - (一) 期日 平成二十八年一月十五日、同年二月二十一日及び同年三月十八日
 - (二) 理由 設備等の保守点検のため
- 二 変更する開館時間及び理由
 - (一) 開館時間
 - ア 期日 平成二十八年一月四日
 - イ 変更前 午後一時から午後九時まで
 - 変更後 午前十時から午後九時まで
 - (二) 理由 都民等の利用に供するため

●東京都教育委員会告示第四十八号

東京都立図書館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十二条本文の規定により、東京都立多摩図書館を一のように休館し、同条ただし書の規定により、二のように開館時間を変更する。

平成二十七年十二月十八日

東京都教育委員会

一 休館する期日及び理由

(一) 期日 平成二十八年二月二十一日

(二) 理由 設備等の保守点検のため

二 変更する開館時間及び理由

(一) 開館時間

ア 期日 平成二十八年一月四日

イ 変更前 午後一時から午後七時まで

変更後 午前九時三十分から午後七時まで

(二) 理由 都民等の利用に供するため

●東京都教育委員会告示第四十九号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号)第四条ただし書の規定により、東京都立多摩社会教育会館の施設を次のように休館する。

平成二十七年十二月十八日

東京都教育委員会

一(一) 施設名 ホール

(二) 期日 平成二十八年一月六日、同月十八日、同月十九日、平成二十八年二月三日及び同月八日

(三) 理由 舞台設備等の保守点検のため

二(一) 施設名 鑑賞室
 (二) 期日 平成二十八年一月十九日
 (三) 理由 音響設備の保守点検のため

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十二月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十二月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 品川シーサイドフォレストショップ
ピングセンター
- 二 店舗所在地 品川区東品川四丁目十二番四号ほか
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか二十一名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか十八名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか九名
- 八 変更前の小売業者の住所 新宿区新宿二丁目五番十号(株式会社エービーシー・マート)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 渋谷区道玄坂一丁目十二番一号渋谷マークシティウエスト十九階(株式会社エービーシー・マート)ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名 梅本 和典(イオンリテール株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 岡崎 双一(イオンリテール株式会社)ほか
- 十二 変更日 平成二十七年二月一日ほか
- 十三 届出日 平成二十七年十一月十八日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 平成二十七年十二月十八日から平成二十八年四月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東 京 都 本 号 三〇円
 東京都市区西新宿二丁目八番一号 一箇月 六、六〇〇円
 郵便番号 163-8001 印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

